

女性や若者など多様な人材が議会に参画できる環境整備のため、
「郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程」を制定しました。

1 規程名・制定日

【規程名】：郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程 【施行日】：令和7（2025）年1月20日

2 制定の経緯

- ・全国市議会議長会通知「議員の通称使用について」（令和2年3月13日付）
- ・総務省自治行政局長通知「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」（令和5年9月15日付）



「本市議会における議員の通称名等の使用について」各派会長会での協議



「郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程（令和7（2025）年1月20日施行）」の決定



3 使用可能な通称名等

- (1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称
例：郡山 楽都 → 「こおりやま 楽都」、「郡山 がくと」など
- (2) 旧漢字を新漢字に改めた氏名 例：渡邊（旧漢字） → 渡辺（新漢字）
- (3) 婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍の氏を改める前の戸籍上の氏（旧姓）

【議場氏名標イメージ】

4 通称名等に変更となるもの

